

## 事務・事業の削減に関する取組の視点 ～ 中央省庁等改革(2001 年)以降～

以下は、行政減量・効率化有識者会議における国の行政機関の事務事業の削減に向けた検討に資するため、中央省庁等改革以降の政府における行政の諸改革の取組のうち、事務・事業の削減等に関する主な取組を整理したもの。

中央省庁等改革(H13.1.6)...中央省庁等改革の推進に関する方針(H 11.4.27 中央省庁等改革推進本部決定)等の概要

### 1 減量・効率化

次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務・事業の減量、運営の効率化、国が果たす役割の重点化を積極的かつ計画的に推進、具体化のための措置を講ずる。

- ・ 国の事務・事業を見直し、国の事務・事業とする必要性が失われ、又は減少しているものは、民間事業へ転換、民間・地方公共団体への移譲又は廃止を推進
- ・ 民間事業への転換等を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについて、独立行政法人の活用等を推進、自律的・効率的に運営
- ・ 国の事務・事業であっても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間委託が効率的なものについては、民間委託を推進。
- ・ 国の規制の撤廃・緩和、国の補助金等の削減・合理化その他行政の在り方の見直しを進め、民間、地方公共団体への国の関与を縮減。

### 2 独立行政法人化

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業であって、国が自ら直接に実施する必要はないが、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されない、又は一の主体に独占して行わせる必要があるものを効率的・効果的に実施させるため、自律性、自発性及び透明性を備えた独立行政法人の制度を創設。

○ **地方分権の推進**

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、地方分権推進委員会における審議も踏まえて検討、その結果に基づき必要な措置。

○ **規制改革の推進**

ＩＴ革命の推進など社会経済情勢の変化への対応を重視するとともに、医療・福祉、雇用・労働、教育等の社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革を積極的に推進。市場機能をより発揮するための競争政策を積極的に展開。

規制改革の推進に当たっては、企業における自己責任体制を確立、情報公開等を徹底。

○ **行政事務の電子化等電子政府の実現**

情報通信技術の活用と既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上及び国民に開かれた行政を実現。行政運営の総合性・機動性を高め、簡素・効率化を推進。

○ **省庁再編のメリット発揮**

(1) **組織統合に伴う運営・施策の融合化**

再編後の新府省において、組織統合のメリットを十分に発揮。このため、新府省ごとの組織統合に伴う運営・施策の融合化の方針により対処。あわせて、施策の一体的、効果的、効率的な実施、窓口の一体化による利便性の向上など行政サービスの質的向上も推進。費用対効果の観点も踏まえ、重複・競合している事業・サービスを整理。

(2) **新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減**

新府省体制への移行等により、官房・局や課室の整理、審議会の整理、定員の削減を始め、国の行政組織の整理・簡素化及び定員の削減を実施。

## 中期目標期間終了時の独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（H15.8.1 閣議決定）の概要

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止・民間等移管された法人について、廃止した場合にどのような問題が生じるのかを説明できない場合には、廃止。  
法人を廃止しない場合であっても、当該法人の組織を大幅にスリム化。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的经营による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な法人について、民営化した場合にどのような問題が生じるのかを説明できない場合には、民営化。  
法人を民営化しない場合であっても、当該法人の組織を大幅にスリム化。
- (3) 特定独立行政法人について、業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題を説明できない場合、非公務員法人化。

## 今後の行政改革の方針（H16.12.24 閣議決定）の概要

### ○ スリムで効率的な政府の実現

必要性の低下した事務・事業について、積極的に廃止・縮小。必要性はあるものの国が直接行う必要のない事務・事業は、民営化、民間委託、PFI の活用、独立行政法人への移管等を推進、組織・業務を減量・効率化。特に、地方支分部局等の事務・事業、情報通信技術の活用により効率化が見込まれる事務・事業について、集中的に減量・効率化。

## 規制改革・民間開放推進 3 ヶ年計画(改定)（H17.3.25 閣議決定）の概要

### ○ 市場化テスト（官民競争入札制度）

官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化。透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施。価格と質の面でより優れた主体が当該サービスを提供。